

多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金について

多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金の交付申請を検討されている方は、下記の要件等をご確認頂いたうえ、多度津町役場 産業課(0877-33-1113)まで、事前にご相談いただくようお願いいたします。

なお、本補助金は町の予算の範囲内で交付するものですので、申請のタイミング等によっては、既に交付額が予算額に達しており、補助金の要件を満たしている場合においても交付ができない場合がありますのでご了承下さい。

1 対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①町内産の農水産物を活用した商品開発を実施する事業者であること。
- ②香川県内において商品開発を実施している事業者又は商品開発を実施する予定である事業者であること。

なお、以下に該当する方は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

- ①暴力団員及びその関係者
- ②市町村税を滞納している方
- ③その他町の補助金の交付先として社会通念上適当ではないと判断される事業を行おうとする方

2 補助対象となる事業について

以下の要件を全て満たす事業が対象となります。

- ①新規又は既存の技術等を活用し、町内産の農水産物を用いた新たな商品を開発する事業であること。
- ②町内産農水産物の継続的な活用や魅力発信が図られ、町内農水産業の振興に寄与する事業であること。
- ③国及び県並びに国や県の外郭団体が行う補助制度に基づく補助金等の交付を受ける予定の事業でないこと。

※商品の原材料等について、主として町産農水産物を活用したものである必要があります。

※農水産物について新たな加工等の技術を用いて商品開発を行うもののほか、既存の技術であっても、優れたパッケージデザイン等の見せ方の工夫を行うことにより、町産農産物の新たな付加価値を創出しようとするものも含まれます。

3 交付申請時に提出する書類について

- ①商品開発事業補助金交付申請書（様式第1号） **記載例あり（P5）**
- ②商品開発事業計画書（様式第2号） **記載例あり（P6）**
→自身で用意した企画書等があれば、別紙として添付して下さい。
- ③補助対象経費として計上する費用の根拠となる見積書等の写し
→交付申請時に取得できている見積書の写しを添付して下さい。
見積書の取得ができていない場合は、価格表等、経費計上の根拠となる書類を添付して下さい。
- ④市町村税の完納証明書
→多度津町税務課で取得して下さい。
町外の事業者の方は、所在する市町村の担当課にて取得してください。
- ⑤企業パンフレット等
→概要がわかるパンフレットやHPの写し等があれば添付して下さい。

4 補助対象経費について

- ・ 補助の対象となる経費は以下のとおりです。対象となる経費かどうかをご確認いただいたうえで、事業計画書への計上と根拠資料（見積書・請求書）の準備をお願いします。
- ・ 補助対象経費として計上できるのは、補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日が属する年度の末日（3月31日）までに支出した経費です。当該期間内に支出したことが確認できない経費や、3月31日までに支出を完了していない（3月31日までに支払ったことが確認できる領収書がない）経費については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。

<補助対象経費>

- ①需用費…活用する農水産物等の原材料の購入費用等
 - ②役務費…商品開発に必要な通信・運搬費用等
 - ③委託料…農水産物の加工・パッケージ等を別の者に委託する場合の費用や学校教育機関等への研究開発の一部を委託する場合の費用等
 - ④使用料…商品開発に必要な施設の借上料等
 - ⑤備品購入費…商品開発に必要な設備等の購入費用等
- ※ 補助対象経費のうち、「仕入れに係る消費税等相当額」がある場合には、実績報告の際に、当該相当額を補助金額から減額して報告していただく必要がありますのでご了承ください（後述）。

5 補助金の額について

補助対象経費の合計額の3分の2に相当する額以内の額で、50万円を限度とします。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとなります。

※補助金の交付は一事業者につき一年度1回限りとします。また、同一内容の商品開発事業における補助金の交付は1回限りです。

6 交付申請後について

- ①補助事業の内容を変更する場合には、変更申請書を提出して下さい。
 - ・大幅に事業内容が変わる場合
 - ・補助対象経費が20%以上変動する見込みの場合
- ②補助事業を中止（廃止）するときは、中止（廃止）申請書を提出して下さい。

7 実績報告について

補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は補助対象事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

- ①商品開発事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ②商品開発事業成果報告書（様式第7号） **記載例あり（P7）**
 - 記載例を参考に記載して下さい。
 - 別途、開発した商品説明に関する説明資料があれば添付して下さい。
- ③補助対象経費の支払を証明する領収書等の写し
 - 経費を支払った相手方が発行した領収書等の支払いの事実が証明できる資料を添付して下さい。

※実績報告に計上した補助対象経費のうち、「仕入れに係る消費税等相当額」がある場合には、当該相当額を補助金額から減額して報告してください。

（例）課税売上割合が95%以上の法人等の場合

○課税仕入に充当した補助金額×8/108＝補助金額から減額する金額

補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により、仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（既に減額している額を減額した額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに報告し、返還する必要があります。

8 交付の請求について

実績報告に基づき、町がその内容を審査した上、補助金の額を確定し通知しますので、その確定額を、多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金交付請求書（様式第9号）を用いて請求して下さい。

9 補助金の交付後について

事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助対象事業の成果に係る毎年度の状況について、多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金事業状況報告書（様式第13号）により報告を行う必要があります。

(注意) 交付決定の取消し・変更について

交付決定をした場合においても、次のいずれかに該当する場合には、交付決定の取消しや変更を行う場合がございますのでご注意ください。

- ①補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- ②偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ③補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- ④補助金要綱の規定又は規定に基づく町長の指示に違反したとき。
- ⑤補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- ⑥補助対象事業の遂行ができないとき。
- ⑦その他町長が認めたとき。

※既に補助金が交付されているときは、補助金の返還が必要です。

様式第2号（第5条関係）

事業者の名称

申請者の名称

商品開発事業計画書

①商品開発計画

活用する町内産の農水産物の種類	
開発しようとする商品の概要	商品コンセプト、加工等に用いる技術等、商品のターゲット層、製品価格の見込み等を記載すること。
開発のスケジュール	(例) ○年○月 関係者との協議、原材料や備品の ○年○月 購入、他者への委託、試作品の完 ○年○月 成、商品化 等のおおよその時期 ○年○月 を記載すること。

②事業収支計画

収入		支出		
項目	金額（円）	項目	内容	金額（円）
町補助金		需用費		
自己資金		役員費	(注) 仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、その該当額は補助金の対象外となるので、補助金額から減額（税抜）して申請すること。	
その他		委託料		
		使用料		
		備品購入費		
合計		合計		

(費用項目の説明)

- ・ 需用費…活用する農水産物等の原材料の購入費用等
- ・ 役員費…商品開発に必要な通信・運搬費用等
- ・ 委託料…農水産物の加工・パッケージ等を別の者に委託する場合の費用や学校教育機関等への研究開発委託費用等
- ・ 使用料…商品開発に必要な施設の借上料等
- ・ 備品購入費…商品開発に必要な設備等の購入費用等

様式第7号（第9条関係）

団体等の名称	
--------	--

商品開発事業成果報告書

①成果報告

活用した町内産の農水産物の種類	
農水産物の仕入先（※）	
行った商品開発の概要	補助対象経費をどのように活用し、どのようなプロセスで商品開発を行ったかを記載すること。
事業完了時点での成果	<p>商品開発事業により得られた成果（当初の目的の達成、新たな付加価値の発見、製品化の見通し 等）を記載すること。</p> <p>事業終了時点で試作品段階であり、課題が残っている場合にはその課題と解決に向けた方策も記載すること。</p> <p>※成果が分かる写真や商品パンフレット案等を添付すること。</p>

※自らが生産する農水産物を使用して商品開発を行った団体等にあっては、その旨を記載すること。